

群馬大学医学部附属病院保育所規程

平成18. 7. 11 制定

改正 平成19. 9. 11 平成20. 1. 8

平成21. 4. 1 平成22. 4. 1

平成23. 4. 1 平成23. 10. 11

平成25. 4. 1 平成30. 4. 1

平成31. 1. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院（以下「病院」という。）内に置く保育所（以下「保育所」という。）に関する必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 保育所は、病院、大学院医学系研究科、大学院保健学研究科及び医学部の職員並びに大学院医学系研究科及び大学院保健学研究科の学生（以下「病院職員等」という。）が乳幼児を預託、授乳及び保育に利用することを目的とする。

(名称及び位置)

第3条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 群馬大学医学部附属病院院内保育所

位置 前橋市昭和町三丁目39番15号

(運営方法)

第4条 保育所の運営方法は、病院が民間の団体に運営を委託して行うものとする。

2 運営を受託した民間の団体（以下「運営団体」という。）は、認可外保育施設指導監督の指針（平成14年7月12日雇児初第0712005号雇用均等・児童家庭局長通知）等の諸法令を遵守し、保育所の運営を行うものとする。

(対象児童)

第5条 保育所の入所対象児童は、病院職員等が養育する0～6歳児（就学前）とする。

2 収容定員に余裕があるときは、前項に規定する以外の群馬大学職員が養育する0～6歳児（就学前）も入所できるものとする。

(収容定員)

第6条 保育所の収容定員は38人とし、生後43日から満6歳に達した年度の末日までの乳幼児とする。

2 収容定員外として、病児・病後児を原則として1日4人まで受け入れるものとする。

3 病児・病後児の受入れについては、別に定める。

4 土曜日の保育（以下「土曜保育」という。）は、一時預かりとして受け入れ、原則として1日6人までとする。

(保育児童の選考)

第7条 収容定員を超過した場合の保育児童の選考方法は、原則として抽選により行う。

(保育時間及び閉所期間)

第8条 保育所の保育時間は、平日の7時30分から20時まで及び土曜日の8時30分から18時までとする。

2 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び年末年始の期間（12月29日から翌年1月3日まで）は閉所する。

3 保育を要する者がいない場合又は適切な保育の実施が困難な場合、若しくはその他やむを得ない事由がある場合は、閉所することができる。

（一時預かり）

第9条 一時預かり保育は、病院職員等が養育する0～6歳児（就学前）について、普段家庭又は他の保育所等で保育をしているが緊急一時的に保育が必要になった場合であって、かつ、収容定員に余裕があるときに利用できるものとする。

2 一時預かりの保育時間は、前条による。

（利用手続等）

第10条 保育所に入所を希望する者は、別紙様式第1号による入所申込書を入所希望日の2週間前までに提出しなければならない。

2 一時預かり保育（土曜保育を含む。）を希望する者は、別紙様式第2号による申込書を一時預かり保育利用日の前日までに提出しなければならない。ただし、土曜保育の場合は、土曜保育利用月の前月20日までに提出しなければならない。

3 保育所を退所しようとする者は、別紙様式第3号による退所届を退所予定日の30日前までに提出しなければならない。

（登所停止等）

第11条 保育所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保育児の登所の一時停止又は退所等の措置をとることができる。

(1) 保育児が伝染性疾患のため、他の保育児に重大な感染のおそれのあるとき。

(2) 保育児が前項以外の事由で、他に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。

(3) 保育料などを3月以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

（保育所運営資金）

第12条 保育所の運営は、次の経費によってまかなう。

(1) 保育料等

(2) 医学部附属病院経費

(3) 寄附金

(4) その他

（保育料等）

第13条 保育料等は、次のとおりとする。

(1) 保育料は、別表のとおりとする。ただし、入所者が土曜保育を利用する場合は、無料とする。

(2) 給食費は、給食材料費実費相当額とし運営団体が決定する。

(3) 健康診断、歯科検診費等は実費額とする。

2 前項の保育料等は、運営団体が指定する方法により運営団体に納入するものとする。

（利用者の負担）

第14条 保育所を利用する者は、保育料の他に次の各号に掲げる保育に必要な物品又は相当金額を負担しなければならない。

(1) 衣類、寝具及びおむつ

- (2) ミルク，昼食及びおやつ
- (3) ほ乳器具
- (4) タオル，手拭き及びティッシュ類
- (5) 対象児童に対する保育所主催の行事に係る費用
- (6) その他当該対象児童の衛生確保のため個人が用意することが望ましい物品
(運営委員会)

第15条 保育所の運営に関する事項を処理するため，保育所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する規程は，別に定める。
(事業年度)

第16条 保育所の事業年度は，4月1日から翌年3月31日までとする。
(監査委員及び監査)

第17条 保育所の経理を監査するために監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は，病院長が指名した者及び利用者から選出された者各1人とする。
- 3 監査委員は，毎事業年度末の翌月の末日までに保育所の会計を監査し，病院長に報告するものとする。
(雑 則)

第18条 この規程に定めるもののほか，保育所の運営について必要な事項は，別に定める。
(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は，病院運営会議の議を経て，病院長が行う。ただし，法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正，その他軽微な改正に関しては，会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は，平成23年10月11日から施行する。

附 則

この規程は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成31年1月1日から施行する。